

事 務 連 絡
平成27年2月25日

市町村自衛防疫推進協議会長 殿

公益社団法人宮崎県畜産協会
衛 生 指 導 部

牛海綿状脳症（BSE）に関する特定家畜伝染病防疫指針等の改正について

早春の候 ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。また、平素から自衛防疫の推進につきましては、御理解、御協力を頂き、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび標記につきまして、平成27年2月17日付けの官報で、家畜伝染病予防法施行規則及び牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令が定められました。（別添）

つきまして、平成27年4月1日より、死亡牛のBSE検査対象月齢を24か月齢以上から48か月齢以上に引き上げることとなりましたので、お知らせします。

なお、27年3月31日までに死亡した牛は、死亡した時点で24か月齢以上であれば、BSE検査等や補助金の申請が4月1日以降になっても補助対象となる事を申し添えます。

文書取扱 衛生指導部 担当 野中 TEL 0985-41-9301 FAX 0985-24-3773

健康保険法施行規則の一部を改正する省令
健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

附則第一条の四の次に次の一条を加える。

第一条の五 平成二十七年及び平成二十八年度における第三百三十五条の二の第二項及び第三項並びに第三百三十五条の七の規定の適用については、第三百三十五条の二の第二項第一号中「国庫補助の額」とあるのは「国庫補助の額及び厚生労働大臣が定める額を合算した額」と、第三百三十五条の七第一号イ中「国庫補助の額」とあるのは「国庫補助の額及び厚生労働大臣が定める額」とする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項及び牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第六条第一項の規定に基づき、家畜伝染病予防法施行規則及び牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年二月十七日

農林水産大臣 西川 公也

家畜伝染病予防法施行規則及び牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令

次に掲げる省令の規定中「満二十四月」を「満四十八月」に改める。

- 一 家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）第九条第二項第十号
- 二 牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成十四年農林水産省令第五十八号）第一条

附 則

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。